

公益財団法人富山県建設技術センター  
災害復旧事業調査設計委託費等助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害復旧事業調査設計委託費等助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱で助成の対象となる「災害復旧事業」は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97条）第3条で規定する公共土木施設（国土交通省所管の施設に限る。）にかかる災害復旧事業をいう。

(助成金の交付)

第3条 公益財団法人富山県建設技術センター理事長（以下「理事長」という。）は、県内における公共土木施設の早期復旧により、民生の安定と地域経済の回復を図るため、市町村が行う、災害復旧事業の査定に当たり必要となる調査設計等の委託にかかる費用（以下「委託費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(対象経費)

第4条 助成対象経費及びこれに対する助成率等は、次のとおりとする。

助 成 対 象 経 費	助 成 率 (限 度 額)	
災害復旧事業の調査設計等に要した委託費（調査、測量、試験、設計等）	助成対象経費の2分の1以内又は50万円以内のいずれか低い額	1市町村当たり単年度50万円を限度とする

(交付申請)

第5条 助成金の申請をしようとする市町村は、災害査定を受けた年度内に、助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出するものとする。

- (1) 委託契約書の写し
- (2) 委託設計書等委託内容を説明できるものの写し
- (3) 完了検査復命書の写し
- (4) 査定設計書の鏡の写し（査定の結果が記入されているもの）

(助成金の交付の決定)

第6条 理事長は、助成金の交付の申請があったとき、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付の決定を行うものとする。

(決定の通知)

第7条 理事長は、助成金の交付の決定をするとき、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を助成金の交付を申請した者に文書にて通知（様式第2号）するものとする。

(決定の取消)

第8条 理事長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第7条の規定は、前項の規定による取消をした場合に準用する。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 第7条の規定は、前項の規定により、助成金の返還又はその取消し若しくは返還の期限の延長をした場合に準用する。

(証拠書類の保存等)

第10条 助成を受ける市町村は、助成事業に係る収入及び支出に関する経理を明らかにするとともに、証拠書類を整備し、助成事業の完了した年度の翌年度から5年間これらを保存しておかなければならない。

(実施細目)

第11条 この要綱に定めのないものについては、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

番 号  
年 月 日

公益財団法人富山県建設技術センター理事長 殿

申請者 市町村長名 印

年度災害復旧支援事業調査設計委託費等助成金交付申請書

年度において、災害復旧支援事業調査設計委託費等助成金の交付を受けたいので、災害復旧支援事業調査設計委託費等助成金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額内訳

工事番号	災害年月日	査定決定金額	委 託 名	助成対象経費	備 考
合 計					

助成対象経費の合計 × 1 / 2 = \_\_\_\_\_ 円・・・(A)

上限50万円 = \_\_\_\_\_ 円・・・(B)

(A), (B)の低い額 = \_\_\_\_\_ 円・・・交付申請額

(記載要領)

1. 助成対象経費は1契約ごとに記載する
2. 助成対象災害以外に係る委託費が含まれる場合は、その額を控除する

2 関係書類

- (1) 委託契約書の写し
- (2) 委託設計書等委託内容を説明できるものの写し
- (3) 完了検査復命書
- (4) 査定設計書の鏡の写し（査定の結果が記入されているもの）

公益財団法人富山県建設技術センター理事長 殿

申請者 市町村長名 印

令和 年度災害復旧支援事業調査設計委託費等助成金交付申請書

令和 年度において災害復旧支援事業調査設計委託費等助成金の交付を受けたいので、災害復旧支援事業調査設計委託費等助成金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額内訳

工事番号	災害年月日	査定決定金額	委託名	助成対象経費	備考
R5 災 31 号	令和 5 年 7 月 8 日	2,600 千円	市道××線他災害復旧測量業務委託	260,000 円	
R5 災 32 号	令和 5 年 7 月 8 日	8,900 千円	市道〇〇線他災害復旧設計業務委託	600,000 円	
合 計		11,500 千円		860,000 円	

$$\text{助成対象経費の合計} \times 1/2 = \underline{430,000 \text{ 円}} \dots (A)$$

$$\text{上限 50 万円} = \underline{500,000 \text{ 円}} \dots (B)$$

$$(A), (B) \text{ の低い額} = \underline{430,000 \text{ 円}} \dots \text{交付申請額}$$

(記載要領)

1. 助成対象経費は1契約ごとに記載する
2. 助成対象災害以外に係る委託費が含まれる場合は、その額を控除する

2 関係書類

- (1) 委託契約書の写し
- (2) 委託設計書等委託内容を説明できるものの写し
- (3) 完了検査復命書の写し
- (4) 査定設計書の鏡の写し (査定の結果が記入されているもの)

番 号  
年 月 日

申請者 市町村長 殿

公益財団法人富山県建設技術センター理事長

害復旧支援事業調査設計委託費等助成金交付決定通知書

年 月 日付け〇第 号で申請のあった平成 年度災害復旧支援事業調査設計委託費等助成金の交付申請について、下記のとおり決定したので通知する。

記

助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円